

No.	分類	委員名	ご意見	対応(案)
1	全般	米林委員長	「戦略」的なものにして欲しい。戦略とは何かと言うと、生物多様性保全をいかに実行できるかという結論に向かうための作戦書。あまり立派な役所文書にする必要はなく、作戦を成功させるための担い手たちに分かりやすい文書とすべき。「戦略」なので戦術から組み立てるのではなく、どういうゴールを設定して、国の言葉で言えばロードマップという形でそこに向かっていくかという流れが良いと思う。	「第4章」の「I 施策展開の方向性」を「I 目指す将来像と施策展開の方向性」に修正するとともに、本文および図を修正し、生物多様性の危機、県が取り組むべき課題、将来像、施策展開や各主体の連携の重要性等を記載しました。
2	全般	片岡委員	県戦略を作って誰に何を伝えたいのか、誰に使って欲しいのかをはっきりさせた方がよい。県が汗をかきばかりでなくどういった人たちが協力して目標を達成していくかというロードマップやミッションがもっと具体的に明記されるべきだと思う。	県戦略策定の目的は、①県の生物多様性保全に関する将来像や取組の提示、②各主体(県、市町村、企業等)に求められる役割の提示、③生物多様性に関する普及・啓発の一手法、の3つと考えます。県戦略の施策展開にあたっては県、市町村、企業等がそれぞれの役割分担の中で取組を進めることが重要であると考えます。ご意見を踏まえ、「第5章 各主体に求められる役割」の内容を充実させました。
3	全般	星野委員	国家戦略の背景には生物多様性に対する世界的な危機感があり、経済界においても生態系は社会の基盤であり、それが損なわれれば企業活動を行えないという価値観の変革がある。県戦略においても、この危機感と価値観を踏まえることを大前提とし、県民や事業者、市町村などとそれを共有するための取組は最も重要な施策の柱として位置づけるべきと思われる。	ご意見を踏まえ、生物多様性に関する世界的な危機感の存在や価値観の変革の必要性等について、「横断的・基盤的戦略② 生物多様性に係る取組を支える基盤整備」の「(1)現状・課題」・「(2)目指す将来像」に追記しました。
4	全般	星野委員	ネイチャーポジティブを実現するためには、サーキュラーエコノミーを同時に推進する必要がある。特に本県では、サーキュラーエコノミーは重要施策として位置づけられているのであるから、ネイチャーポジティブとサーキュラーエコノミーの統合的な推進を明確に位置づけるべきと思われる。具体的には、農業施策、廃棄物施策との連携を記載すべきと思われる。	ネイチャーポジティブ・カーボンニュートラル・サーキュラーエコノミーの統合的な推進について、「第4章」の「I 目指す将来像と施策展開の方向性」に記載しました。
5	全般	星野委員	「みどりの食料システム戦略」に基づく取組は、ネイチャーポジティブを推進する上で不可欠な取組である。化学肥料の削減、堆肥など有機資材の活用、ネオニコチノイドなど従来農薬の代替・削減、有機農業の普及促進などの事業を明確に位置づけるべきと思われる。	みどりの食料システム戦略に基づく取組は、「生態系エリア別戦略③ 多様な水域が有機的に結びついた生態系ネットワークを形成する」の「(3)ウ 生態系に配慮した持続可能な水田耕作の推進」に既に記載をしていますが、「横断的・基盤的戦略① 生態系の健全性の回復」において「(3)オ 生態系に配慮した持続可能な農業の推進」としても位置付けました。
6	全般	平尾副委員長	国家戦略でネイチャーポジティブという新しい概念が出てきているが、生物多様性を保全することでそれが様々な社会課題の解決に役立ったり、経済活動の活性化に役立ったり、あるいは我々県民の個人個人の生活を豊かにしたり、そういった社会に対するポジティブなフィードバックがあるからこそネイチャーポジティブということだと思うので、国家戦略基本戦略1から5はセットで考えることに意味があると思う。県独自の課題があるので国家戦略の全てを反映する必要がある訳ではないが、基本戦略2、3、4全てを入れられなくても、横断的・基盤的戦略の中にもう少し国家戦略に関係することをベースに入れつつ、その上でエリア別戦略の部分で県独自の課題との対応を作っていくような形で改定できればと思う。	国家戦略の基本戦略1～5と県戦略素案の対照表は別紙のとおりであり、県で取り組むべきものは素案に盛り込んでいます。

No.	分類	委員名	ご意見	対応(案)
7	全般	江村委員	前回戦略に比べてカタカナが増えている。なるべくカタカナを使わないようにして欲しい。「プラットフォーム」→「基盤」とすとか。「IPM」も分かりにくいということで、農水省は今年の4月から「総合防除」としている。戦略全体としては良いと思う。	「IPM」→「総合防除」に記載を改めました。また、馴染みがうすいと考えられる用語(カタカナ用語を含む)は用語集にその説明を記載しています。なお、ご意見を踏まえ、「ESG投融資」、「コベネフィット」を用語集に追加しました。
8	全般	牧野委員	数字を取り扱っている部分については再確認をお願いする。「●●によると」と書いてあり、●●を確認してもその数字が確認できなかつたりしている。	数字について再確認し、必要な修正を行いました。
9	県の役割	米林委員長	この素案だと県の役割があまり見えてこず、県がどのように汗をかくかということが見えづらく、少し上から目線で指導するという印象を受けてしまう。	「第5章 各主体に求められる役割」の「県」の記載を充実させました。
10	県の役割	前田委員	県に求められる役割(59ページ)について。「普及・啓発」しかやらないように見える。事業を行う上での役割も記載した方がよい。	県に求められる役割として「県戦略の実現に向けた施策の推進」を既に記載しておりましたが、それが明確に分かるよう修正しました。
11	各主体の役割	片岡委員	各戦略・取組に各主体に期待される役割を記載してはどうか。	各戦略・各取組に各主体に期待される役割を記載するのは困難であったため、その代わりに「第5章 各主体に求められる役割」の記載を充実させました。
12	各主体の役割	星野委員	経済界の取組は今まで生物多様性を損なうイメージがあったが、むしろ経済界をいかに取り込んで、OECMや環境教育、生物多様性に配慮した消費生活を推進していくかという部分をきちんと位置付けるべきだと思う。	「第5章 各主体に求められる役割」の「企業」の記載を充実させました。
13	指標	金子委員	森林の整備面積が増えている、身近な緑の面積が増えているというが、そうは感じない。数字としては増えているのかもしれないが、「実感」として感じられるような目標を定めて欲しい。	指標として新たに「ニホンジカ個体数」、「イノシシ個体数」、「環境科学国際センター利用者数」、「生物多様性地域戦略策定市町村の割合」及び「自然ふれあい施設の利用者数」を設定しました。
14	指標	片岡委員	構成は変わったが、実質的な内容は現行戦略と変わっていないのかなという印象。例えば「希少動植物種の新規保護増殖箇所数」が引き続き指標でよいのか。今の国家戦略を踏まえて新たな指標を考えても良いのでは。30by30についても東京は23区部で達成するかどうかといった観点も検討している。	指標として新たに「ニホンジカ個体数」、「イノシシ個体数」、「環境科学国際センター利用者数」、「生物多様性地域戦略策定市町村の割合」及び「自然ふれあい施設の利用者数」を設定しました。
15	指標	星野委員	「生物多様性の認知度」については、A「言葉の意味を含めて知っている」、B「言葉は聞いたことがある」でA+Bのパーセンテージを指標としている。しかし、昨今、「多様性」という言葉は多方面で使われていることもあり、Bを生物多様性の認知度には含めるのは必ずしも適当であるとは思えない。Aのみとするか、あるいは、指標の連続性を考慮して、Aのみ及びA+Bの併記とすることが望ましいと思われる。	本指標の定義は、前国家戦略において設定された指標「生物多様性の認知度」と同様です。現行戦略において目標未達であったことから、前国家戦略における目標「75%」を目指すものでもあります。そのため、定義については原案のとおりとさせていただきます。なお、ご意見を踏まえ、指標の進捗確認にあたってはAおよびBそれぞれのパーセンテージにも留意していきます。

No.	分類	委員名	ご意見	対応(案)
16	指標	前田委員	身近な緑の創出について。県は長らく校庭の芝生化を進めてきているが、今回の国家戦略において「芝生化」や「芝生」といった言葉は出ておらず、国が示す指標カタログにも載っていない。生物多様性に係る環境教育・環境学習等の推進のところで、例えば学校でビオトープという表記があるが、やはり芝生という言葉は出ていない。国家戦略に則って整合をとるという意味でも、この芝生化を生物多様性の観点の中で施策として掲げたり、指標の中にカウントするのはどうなのかなと思う。	芝生化補助の制度開始から時間も経ち、県としての役割は、一定程度果たしたと考えていますが、目に見える緑を増やすという都市緑化は、街づくりの一部であり、まちづくりの主体は市町村となるため、今後は、市町村自ら都市緑化(私立園庭校庭の芝生化)に取り組む場合、県はその取組を支援するスキームに見直したいと考えています。そのため、ご意見も踏まえ、「身近な緑の創出の促進」の「主な取組」について、「幼稚園・保育所等の園庭や、小中学校・高等学校等の校庭の芝生化を支援します。芝生の適切な維持管理のため、」→「県内市町村における緑化施策の支援やボランティア団体などによるみどりの保全・創出活動を支援すること」に修正しました。なお、検討の初期段階のため、戦略中に記載はしていませんが、ビオトープ推進施策については検討を進めているところで
17	取組	星野委員	県民生活と密接な「消費」という側面で、地産地消の推進、食品ロスの削減やサステナブルラベル商品の購入を通して、生物多様性の保全に貢献できることを県民に普及啓発すべきと思われる。	「生物多様性に配慮した消費行動の促し」については、「2 横断的・基盤的戦略② 生物多様性に係る取組を支える基盤整備」の「ウ 普及啓発・担い手育成」の取組に既に記載しています。ご意見を踏まえ、当該箇所を修正しました。
18	取組	前田委員	県の役割として、各市町村が生物多様性保全に取り組むにあたってどこに力点を置いて取り組むべきなのかが分かるように、地図で示すことが必要だと思う。30by30も森林整備面積も、取り組むべき場所(地域)を戦略中で明示する、地図化するのはいかがか。	次期戦略(素案)では、生態系エリア別戦略として「森林」、「里地里山」、「多様な水域」、「都市環境」の4エリアについて将来像や主な取組を記載しており、市町村がそれぞれの地域特性に応じて参考にさせていただくことを期待しています。 30by30については、保護地域以外の地域についてOECMの取組の支援をすることで、その推進を図ることとしています。保護地域以外の地域の明示・地図化は次期戦略の限られた紙面では困難であると考えていることから、市町村の求めがあれば具体的な場所を提示することを予定しています。 また、森林整備面積については現行戦略の目標未達ですが、その理由は木材価格の長期低迷による森林所有者の森林整備への意欲減退や、施業の集約化に必要な森林所有者の意向のとりまとめに労力を要したため等です。森林整備重点地域の明示・地図化は、その解決に結びつく可能性は低いと考えられることから、見送らせていただきます。
19	取組	前田委員	素案49～50ページに「多自然川づくり」の記載があるが、6月県議会の自然再生循環社会対策特別委員会の中でも質疑があったかと思うが、これまでの取組は「利活用」の部分がメインであり、結果として河川の生物多様性が損なわれたことも少なくないと思う。本取組の指標がリバサポ登録数であるならば、このプロジェクトで行うものについて健全な生態系が確保されるものかどうか前提となるよう市町村や事業者含めて改善することが重要であると感じている。	SAITAMAリバーサポーターズを含めて、河川における多様な主体による健全な生態系確保の取組について、どのような方法があるのかを検討してまいります。
20	取組	江村委員	「都市公園づくり」の枕詞に「生物多様性に配慮した～」とか、「環境配慮した～」とかをつけると、市町村が公園を作るときに「環境に配慮したとは何だろう」と考えるようになるのでは。事例として、農業土木の部分で「環境に配慮した農業土木」と法律で一つ入れただけで農業土木関係者の雰囲気が変わったのを鮮明に記憶している。	ご意見を踏まえ、第4章のⅢの4の(3)の「イ 都市公園の整備による緑の創出」→「イ 生物多様性に配慮した 都市公園の整備による緑の創出」に修正しました。

No.	分類	委員名	ご意見	対応(案)
21	取組	星野委員	県土、都市、農林事業を載せてはどうか。全体を巻き込んでネイチャーポジティブへ向かっていくという姿勢の戦略にしていく必要があると思う。	<p>県土、都市、農林事業については以下の箇所に記載しています。</p> <p>○県土:「生態系エリア別戦略③ 多様な水域が有機的に結びついた生態系ネットワークを形成する」の「(3)ア 多自然川づくり推進」  ○都市:「生態系エリア別戦略④ 人と自然が共生する都市をつくる」の「(3)イ 生物多様性に配慮した都市公園の整備による緑の創出」  ○農林:「横断的・基盤的戦略① 生態系の健全性の回復」の「(3)オ 生態系に配慮した持続可能な農業の推進」、  「生態系エリア別戦略③ 多様な水域が有機的に結びついた生態系ネットワークを形成する」の「(3)ウ 生態系に配慮した持続可能な水田耕作の推進」</p>
22	取組	前田委員	30by30について、数字上の達成と現実とは違う。自然公園法の普通地域は30%に組み込まれるが実際どうなのか(保全されているのか)? 自然公園法に基づく地域のランク上げを調整するとか、希少種条例に基づく保護区を設定するとかは戦略では「検討」と記載されているが、「設置」とすべきでは。保全されていることの担保性を取ることが重要。	<p>国は数字上の達成だけでなく、その質の向上も謳っており、既に30%に組み込まれる地域の管理の質の向上や自然公園法に基づく地種区分の格上げ、自然共生サイト登録等を進めていくとしています。県戦略では希少種保護地区の設定について記載をしているところですが、保護地区の設定には地元理解や地元要望が必要であり、慎重な判断も必要であると考えているため、戦略上では「設置」ではなく、「検討を進める」とさせていただきます。</p>
23	取組	牧野委員	埼玉県は海なし県であるが、30by30について「海」の取組の取扱は。	<p>県としては「海」の30by30には取り組みません。なお、国は、沿岸域において国立公園の海域公園地区の面積を増やすことで、「海」の30by30の達成を目指しています。</p>
24	取組	前田委員	30by30については昆明・モンリオール生物多様性枠組のターゲット原文を見ると、陸域及び内陸水域並びに沿岸域及び海域の30%以上となっている。埼玉に海はありませんが、この内陸水域というのは非常に重要になると思う。この内陸水域もどうかということも戦略の中でしっかり精査する必要があるのではないかと思います。	<p>内陸水域(河川、湖沼等)は「陸」の30by30の算定に既に含まれています。県としては、陸域と内陸水域については特に区別をすることなく、生物多様性保全に必要な取組を進めていきます。</p>
25	コラム	星野委員	コラムとして最新の動向や取組例が掲載されているが、本文との関係が不明確。コラムの内容に応じて本文との関係を明確にすべきと思われる。「コラム」の内容によっては「行動計画」とした方がよい。	<p>コラムは、戦略や生物多様性そのものについて理解を深めるため、取組に関する補足的な内容、用語説明や参考事例を記載したものです。ご意見を踏まえ、本文との関係を明確にするため、各コラムに「関連項目」として関係する本文ページを記載するよう修正しました。また、コラムとして取り上げた用語「NbS」については県の施策・取組をまとめた第4章本文中に記載がなかったため、追記しました。</p>
26	その他	星野委員	国・市町村や民間が取り組んでいるシンボリックな事業を好事例として取り上げるべきと思われる。例) 国交省の荒川太郎右衛門地区自然再生事業、鴻巣市のコウノトリを呼び戻す取組、民間団体のトロの森トラスト事業	<p>ご提案の3事業について、コラムとして事例紹介しました。</p>
27	その他	碓井委員	現行戦略の市町村への説明や指導・相談は行ったか。公園担当者と話をしても、生物多様性という言葉そのものがちゃんと認識されていないように感じる。戦略をただホームページに掲載して終わりではなく、説明し、理解を得られるようにしてほしい。市町村に対する教育・支援をお願いする。	<p>次期戦略策定後の市町村向け説明会開催を検討します。</p>

No.	分類	委員名	ご意見	対応(案)
28	その他	奥野委員	県が戦略を策定することと市町村が戦略を策定していくことが連動していないのでは。市町村でしっかりとした戦略を立てていく必要がある。市町村において戦略を実行していくべき人材育成が立ち遅れているように思う。OECMIに関しても同様。実際に中心となるのは市町村。市町村で生物多様性を担える人材の育成をお願いする。	次期戦略策定後の市町村向け説明会開催を検討します。併せて、市町村に対し、地域戦略策定等に向けた支援を行います。
29	その他	片岡委員	委員との意見交換を、横断的・基盤的戦略と生態系エリア別に戦略に分けてワーキンググループを設ける等、もう少し小規模に行ってはどうか。	事務スケジュールの都合もあるため、委員の皆さまとは必要に応じ個別相談等をさせていただきます。